

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 20 日

指定共同生活援助事業所管理者 様
指 定 障 害 者 支 援 施 設 管 理 者 様

兵庫県福祉部 障 害 福 祉 課 長
ユニバーサル推進課長

地域連携推進会議等の地域との連携等にかかる取組みについて

平素より本県の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、障害福祉サービス等の基準省令の改正により、共同生活援助事業者及び障害者支援施設において、地域連携推進会議の開催等が義務付けられました。令和 6 年度中は、経過措置による努力義務でしたが、令和 7 年度から義務化されますので、内容及び厚生労働省の手引き等を再周知します。各事業所等において取り組みいただき、サービスの向上を図られますようあらためてお願いします。

記

1 地域との連携にかかる義務化の取組みの概要

- (1) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る
- (2) 地域連携推進会議の開催（概ね年 1 回以上）
- (3) 地域連携会議の構成員が事業所等を見学する機会を設ける（概ね年 1 回以上）
- (4) 地域連携会議における報告、要望、助言等について記録を作成し、公表

※ 地域連携推進会議とは「利用者及びその家族、地域住民の代表者、当該サービスについて知見を有する者、市町の担当者等により構成される協議会」であり、日中サービス支援型共同生活援助事業者が、定期的に報告・評価を受けることとされている市町協議会等とは別の取組みです。

2 添付資料（厚生労働省からの資料）

- ・ 資料 1 地域連携推進会議の手引き
- ・ 資料 2 地域連携推進会議の手引き（別冊）資料編
- ・ 資料 3 参考様式

【参考】

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）

（地域との連携等）

第 210 条の 7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第 213 条の 10 において「地域連携会議」という。）を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第 2 項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）

（地域との連携等）

第 24 条の 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携会議」という。）を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、第 2 項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

【担当】 障害福祉課障害政策班

ユニバーサル推進課障害福祉基盤整備班

※ 神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市に所在の施設は各市へ問い合わせ願います。